

合志市総合政策審議会

概要説明資料



合志市 市長公室
企画課

「総合政策審議会」とは

1. 目的

合志市の総合計画や行政改革大綱などの策定、その他、市の重要施策について、審議することを目的としています。（平成18年6月に設置）

※ 総合計画

…合志市のまちづくりの最上位計画です。
地域の将来像や目標を明確にし、住民・事業者・行政が一体となってまちづくりを進めるための基本的な指針です。

※ 行政改革大綱

…総合計画の将来都市像を着実に実現するために、市役所の仕事の進め方や考え方の方向性を示したものです。

2. 委員

合志市総合政策審議会条例第3条により、以下の委員（20名以内）により構成されています。

- 各種委員会及び団体等から推薦された者
- 学識経験を有する者
- 一般公募により選任された者
- 市長が適当であると認めた者
- 審議会委員を経験したことのある者

（参考）

合志市総合政策審議会条例から抜粋
第3条 審議会は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

3. 活動内容

市長の諮問や必要に応じて、以下の事項について審議します。

- ① 合志市総合計画の策定
- ② 合志市行政改革大綱や集中改革プランの策定
- ③ ①及び②の進行管理や行政評価
- ④ その他市長が認める事項

※ 集中改革プラン

…行政改革大綱に掲げる重点事項について、具体的な取り組みを明示した計画のことです。

○合志市総合政策審議会条例

平成18年6月27日
条例第173号

（目的）

第1条 この条例は、合志市総合政策審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることにより、合志市（以下「市」という。）の基本構想の策定及び行政改革を効果的に推進することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 審議会の所掌する事務は、次に掲げる事項のとおりとする。

- （1） 総合計画の策定に関する事項
- （2） 行政改革大綱の策定に関する事項
- （3） 集中改革プランの策定に関する事項
- （4） 計画及び大綱の進行管理並びに行政評価に関する事項
- （5） その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱した委員20人以内をもって組織する。

- （1） 住民を代表する者
- （2） 学識経験を有する者
- （3） その他市長が適当と認めた者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、市長の諮問に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専門部会の設置）

第7条 審議会の専門的な事務を分掌するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

（専門的助言等）

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、専門知識を有する者又は利害関係を有する者から意見を求めることができる。

（資料の提出等の依頼）

第9条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第9号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

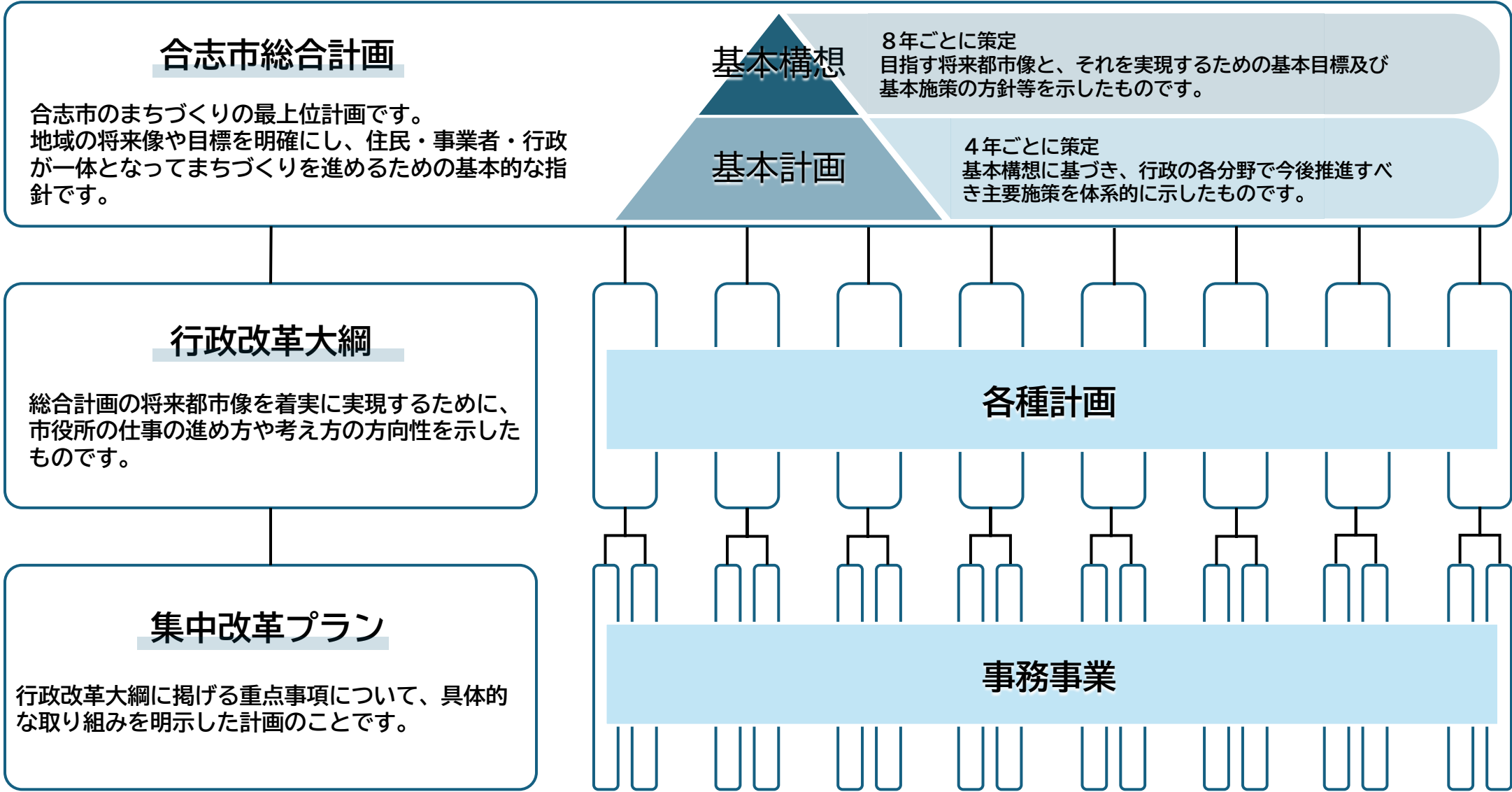
附 則（平成30年3月2日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日条例第3号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

各種行政計画の位置付け



「合志市総合計画」とは

合志市のまちづくりの最上位計画です。

地域の将来像や目標を明確にし、住民・事業者・行政が一体となってまちづくりを進めるための基本的な指針です。



◀ 令和5年度に策定しました

基本構想 令和6年度(2024年度)～13年度(2031年度)

第1期基本計画 令和6年度(2024年度)～9年度(2027年度)

令和9年度に「第2期基本計画」の策定を行います。

[総合計画の構成]

基本構想

基本構想（8年ごとに策定）
市が目指す将来都市像と、それを実現するための基本目標及び基本施策の方針等を示したもの。

基本理念

人と自然を大切にした協働によるまちづくり

将来都市像

人と地域が輝く未来へ～健康都市こうし～

6つの政策

基本計画

基本計画（4年ごとに策定）
基本構想に基づき、行政の各分野で今後推進すべき、主要施策を体系的に示したもの

25の施策

実施計画

実施計画（毎年見直し）
基本構想に示した施策を計画的かつ効率的に推進するための具体的な事業を記載した計画書

「行政評価」とは

基本構想		基本計画
基本理念	6つの政策	25の施策
人と自然を大切にした 協働によるまちづくり	1 自治の健幸	1 市民参画によるまちづくりの推進 2 行政経営の推進・改革 3 持続可能な財政運営
	2 福祉の健幸	4 地域福祉の推進 5 こども・子育て支援の充実 6 健康づくりの推進 7 高齢者の自立と支援体制の充実 8 障がい者(児)の自立と社会参加の促進
	3 教育の健幸	9 義務教育の充実 10 生涯学習の推進 11 生涯スポーツの推進 12 人権が尊重される社会づくり 13 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成
将来都市像 人と地域が輝く未来へ ～健幸都市こうし～	4 生活環境の健幸	14 防災・危機管理対策の推進 15 防犯・交通安全対策の推進 16 住環境の充実 17 水の保全・安定供給 18 廃棄物の抑制とリサイクルの推進 19 脱炭素・地球温暖化対策の推進
	5 都市基盤の健幸	20 計画的な土地利用の推進 21 計画的な道路の整備 22 公共交通の充実
	6 産業の健幸	23 農業の振興 24 商工・観光業の振興 25 企業誘致の促進と働く場の確保

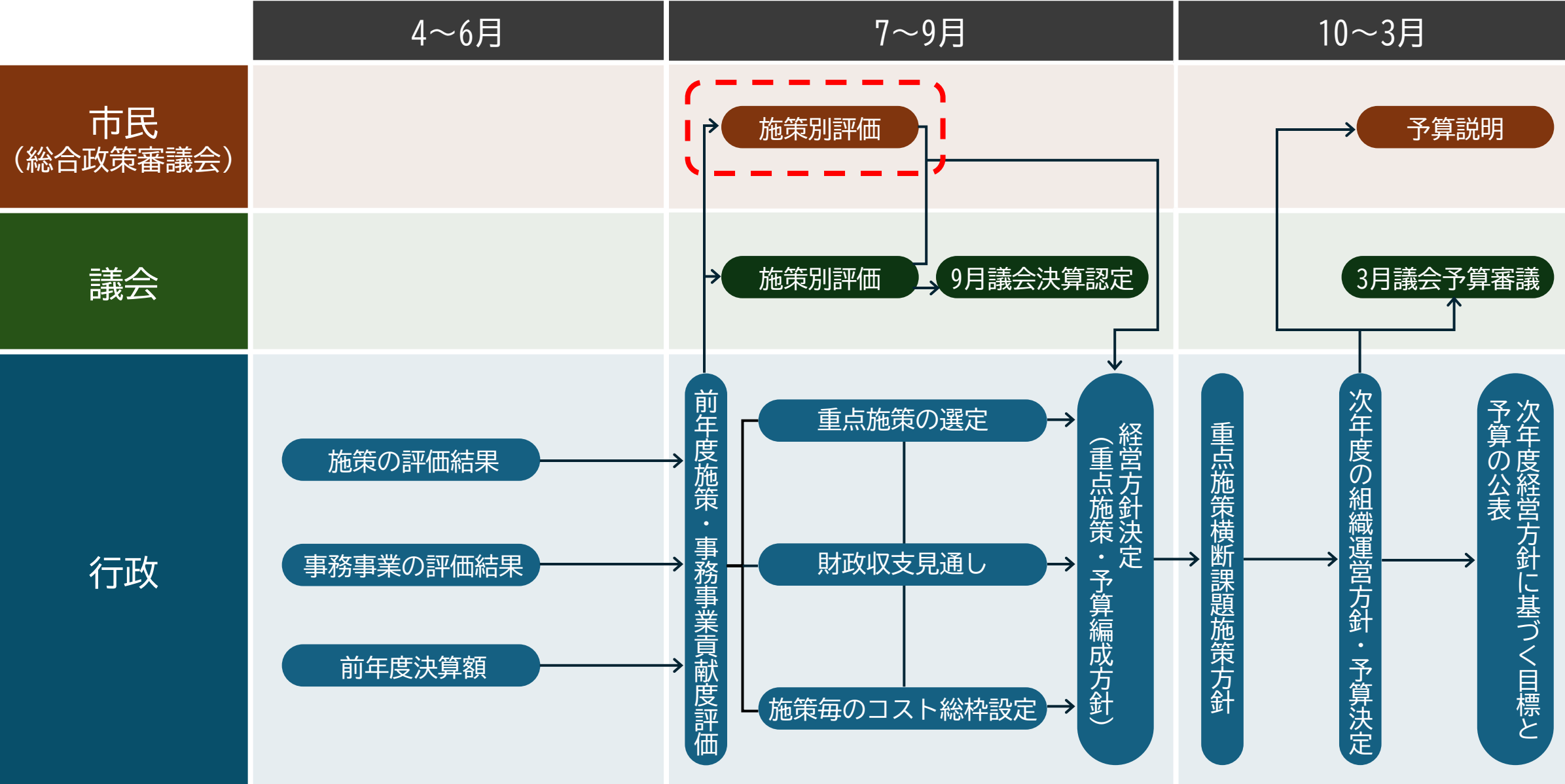
>>>>> 市民の代表として 市の施策を評価してもらいます

- ① 班に分かれ、市の施策ごとに統括部長から前年度の実績報告を聴きます。
- ② 市民の立場からの意見や指摘を出し、施策ごとの評価を行います。
- ③ 審議会委員の皆さんの意見を取りまとめて提出し、次年度の経営方針や予算策定に生かします。

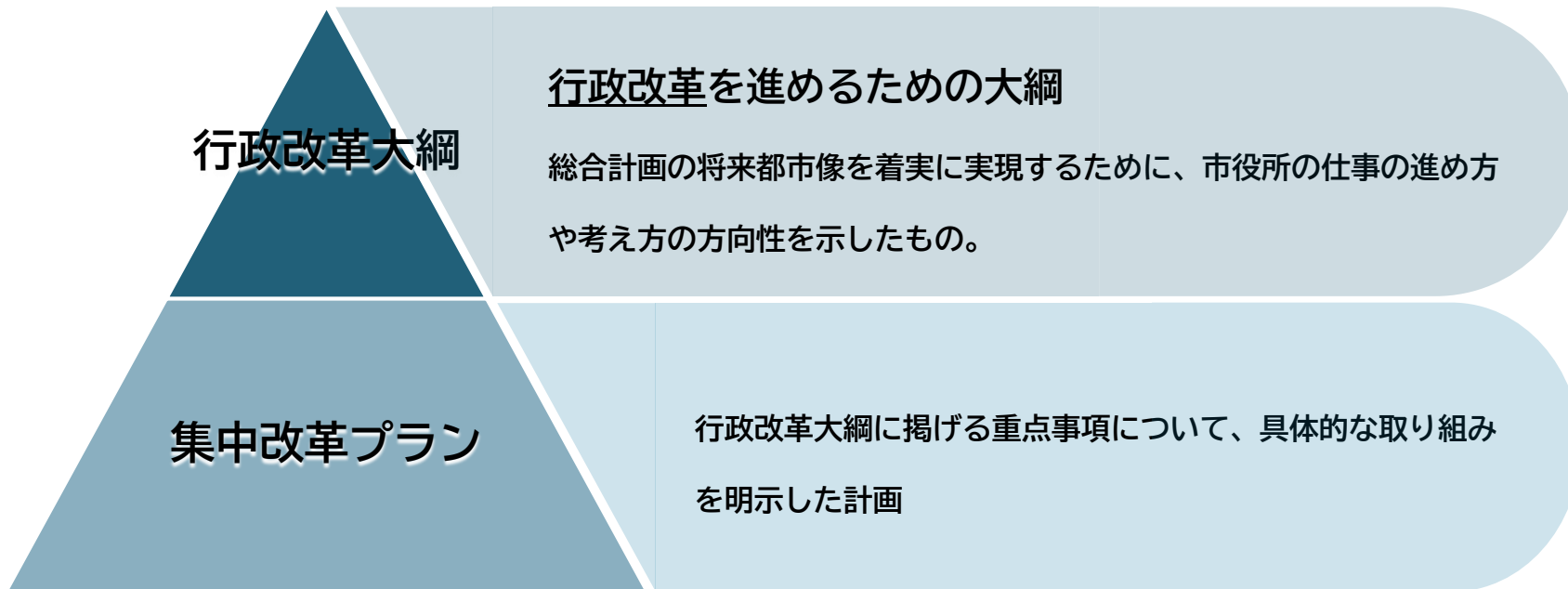
◀ 施策ごとの目的や成果指標、課題、庁内での振り返り、指摘などをまとめた「施策マネジメントシート」

予算編成までの流れ

合志市の予算が編成されるまでの流れは以下の図のとおりです。



「行政改革大綱」と「集中改革プラン」とは



令和9年度に「行政改革大綱」及び「集中改革プラン」の“第6期”の策定を行います。

合志市行政改革大綱

(令和7年度～令和9年度)
【第5期】

合志市集中改革プラン



令和7年3月
合志市

この一冊に「行政改革大綱」及び「集中改革プラン」が記載されています。

令和8年度年間活動スケジュール

活動内容

① 合志市総合計画の策定

② 合志市行政改革大綱や集中改革プランの策定

③ ①及び②の進行管理や行政評価

④ その他市長が認める事項

※ 令和9年度に合志市総合計画の策定を予定しているため、右記の内容に①の内容が追加されます。

※ 令和9年度に行政改革大綱の策定を予定しているため、右記の内容に②の内容が追加されます。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①													
②													
③	行政評価 (第2回会議・第3回会議) 統括報告 (第4回会議)					第2回 第3回						第4回	
④	委嘱状交付 審議会概要説明 財政状況説明 (第1回会議)				第1回								